

D-egg 安全管理マニュアル

平成28年5月

同志社大学連携型起業家育成施設(D-egg)

第1章 総則

(1) 目的

D-egg 安全管理マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が整備、運営、管理を行う同志社大学連携型起業家育成施設（D-egg）（以下「本施設」という。）において、本施設入居者の安全な事業活動を確保するとともに、周辺住民等に対し危険又は迷惑を及ぼすことがないようにするため、安全管理に関する関係者への周知と必要事項を定めたものである。

(2) 関連法令の遵守と本マニュアル及びD-egg 施設利用安全管理ガイドライン等の適用

本施設の入居者（以下、「入居者」という。）は、その事業活動にあたり、関係法令を遵守するとともに、施設利用の安全衛生管理上のルールとして本マニュアルに定める事項及び別途定める「D-egg 施設利用安全管理ガイドライン」等を守らなければならない。

第2章 環境保全についての役割

(1) 入居者の責務

入居者は、D-egg 施設内で行う自らの事業活動についてすべての責務を負うものとするものとし、以下に掲げる安全管理基準を遵守するものとする。

① 大気汚染防止対策

「大気汚染防止法」及び「京都府環境を守り育てる条例」を遵守する。

② 水質汚濁防止対策

京田辺市 水質に関する環境基準を遵守し、基準を満たさない排水（実験廃液及び機器・器具等の1次洗浄水、2次洗浄水など）については、分別回収等をした上、入居者自ら、産業廃棄物として専門業者にすべての処分を委託するものとする。居室から排水する場合、申込時に、排水する旨を記載するとともに、必要に応じて、排水の状況を検査し中小機構に報告するものとする。

（参考：環境審査について）

基準を満たさない排水（実験廃液及び機器・器具等の洗浄水など）について、分別回収等をした上、すべて専門業者に委託する場合は、環境審査の必要はない。排水処理装

置を設け、排水する場合は、環境審査が必要となる。

③ 騒音・振動防止対策

騒音については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）の規制基準を遵守するものとする。

（実際は、敷地境界線の規制基準から居室内及び点検通路における騒音値を算定した数値を遵守する。）

振動については、振動規制法（昭和51年法律第64号）の規制基準を遵守するものとする。

ただし、基準地内の活動を行う場合においても、他入居者等の迷惑にならないよう配慮するものとする。

④ 悪臭防止対策

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規制基準を遵守するものとする。

⑤ 廃棄物の処理

・事業ごみ（一般廃棄物）

中小機構が分別回収に係る屋外ゴミ置場を設定し、専門の業者に回収及び廃棄処分を委託するものとする。

入居者は、事業ごみ（一般廃棄物）の分別収集及びゴミ減量化を徹底し、施設管理者の回収指定日に屋外ゴミ置場へ出すものとする。

・産業廃棄物（実験廃液を含む）

入居者は、分別回収等をした上、すべて専門業者に処分を委託するものとする。

専門業者への回収及び処分の委託については、産業廃棄物を排出する入居者が、自己の負担により処理業者と委託契約を締結するものとする。

なお、入居者は、産業廃棄物を排出する場合、マニフェストシステムに基づく処理を行うものとする。

処理に当たっては、中小機構が屋外に回収までの一時的な保管庫を設置する。

(2) 中小機構の責務

施設全体の安全管理と入居者が行うべき安全管理の的確な支援のため、関係者による安全管理連絡会の組織運営を行うとともに行政機関や同志社大学等と連携して入居者の安全管理に関する周知などを行うものとする。

第3章 生物学的実験等を実施する場合の設備等に関する留意事項と倫理に関する考え方

(1) 生物学的実験の倫理に関する考え方
入居者が施設における生物実験において、取り組むべき社内倫理については以下のとおりとする。

- ① 遺伝子組換え、病原体等を用いた実験、動物実験をしようとする者は、実験実施等の安全管理委員会や倫理審査委員会等を制定し承認を得るよう努めること。
- ② 入居者が実験実施等の安全管理委員会や倫理審査委員会等を制定することが困難な場合は提供機関の倫理委員会等の承認を受け写し等で代行できる。

(2) 安全衛生管理に関する留意事項

① 遺伝子組換え実験の安全管理

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、カルタヘナ法）に基づく微生物使用実験等については、拡散防止措置としてP1、P2レベルの実験を可能とする。なお、手洗器、研究用安全キャビネット、高圧滅菌器などの設置は入居者で設置することを要するものとする。

この場合、入居者は、カルタヘナ法に基づく措置を講ずるものとし、遺伝子組み換え実験安全委員会を設置し、同委員会の承認書の写しを事前に中小機構へ提出するものとする。

(参考：環境審査について)

P1レベル 申し込み時に、申込書に記載。

P2レベル 申し込み時に、申込書に記載。入居決定後、入居申込者が環境保全計画を作成し、環境審査を受ける。環境審査においては、中小機構が、入居の可否、及び、京田辺市と環境保全協定を締結する必要の有無を判断する。

② 病原微生物等の取扱いの安全管理

病原微生物等の取り扱いについては、入居者において安全管理体制を整え、安全管理基準を策定すること。

(参考：環境審査について)

ヒトに病原性の有するもの

申し込み時に、申込書に記載。入居決定後、入居申込者が環境保全計画を作成し、環境審査を受ける。環境審査においては、中小機構が、入居の可否、及び、京田辺市と環境保全協定を締結する必要の有無を判断する。

③ 動物実験の実施に関する安全管理

実験動物は、動物実験（試験・実施・研究）等の利用に供するため、飼育及び動物実験室施設に導入できるげっ歯類（マウス、ラット類）の動物までとする。実験の実施にあたっては、本マニュアルのほか、別途定める **D-egg** 施設利用安全管理ガイドライン等

を遵守するものとする。

(参考：環境審査について)

申し込み時に、申込書に実施計画を添付の上提出。入居決定後、入居申込者が環境保全計画を作成し、環境審査を受ける。環境審査においては、中小機構が、入居の可否、及び、京田辺市と環境保全協定を締結する必要の有無を判断する。

(3) 居室内外の工事、危険物等持込などにかかる申請

① 模様替え等承諾申請

施設の居室内に工作物を設置又は施設の居室内の模様替えをするときには、事前に中小機構に申請し、承認を受けること。なお、退去時は原状回復し中小機構に引き渡さなければならない。

② 工作物設置等承諾申請

施設の居室外に機械、設備等の工作物を設置又は工作しようとするときには、事前に中小機構に申請し、承認を受けること。なお、退去時は原状回復し中小機構に引き渡すこと。

③ 危険物及び毒劇物の使用、持込、保管等届出・承諾申請

消防法に定める危険物、毒物及び劇物取締法（に定める毒物又は劇物その他の危険物（以下、危険物等という。）の使用・持込・保管を行おうとする場合には、危険物等の種類、最大保有量、保管方法を定め、中小機構に事前に申請し、承諾を得ること。

なお、危険物等の持込・使用・保管に当たり、消防法そのほかの法令や、自治体の条例（又は大学等のルール）等により行政庁（又は、大学等）に許可申請や、所要の手続きを行い、行政手続関係書類の写しを添えて書面にて中小機構へ申請し、承諾を得てから当該危険物の持込等を行うこと。

(4) 各種保険

①各種保険加入

入居者が居室内等で発生させた事故については、当該事故を発生させた者が責任をもって対応すること。

よって、火災保険や賠償責任保険への加入が望ましい。

例えば、借戸室（占有スペース）に損害が発生した場合の備えとしての「借家人賠償責任保険」（火災保険の特約として手配すると廉価で加入できることが多い）、入居者の過失により借戸室外に損害が生じた場合の備えとしての「施設賠償責任保険」、入居者の什器等に損害が生じた場合の備えとしての「火災保険」の加入が望ましい。

第4章 運営時の安全管理の留意事項（安全管理関係）

(1) 事故発生時の危機管理

① 事故発生時の連絡体制の整備

中小機構職員及びインキュベーションマネージャー（以下、「中小機構職員等」という。）は、事故が発生した場合を想定し、関係者に正確に情報が通報されるよう、緊急時の連絡網を策定し、入居者及び関係者に周知する。

② 事故発生時の危機管理対応

中小機構職員等は、事故が発生した場合を想定し、事故発生時の連絡を受けた場合の緊急時対応計画等を検討するものとする。

(2) 施設管理上の安全管理対応

① 中小機構職員等による安全管理対応

中小機構職員等は、入居者申込書及びヒアリング等を通じて入居者の施設利用及び安全管理対応を確認の上、必要に応じ行政機関等の指導を仰ぎ、入居者の事業活動上の安全性の確保に努めるものとする。

中小機構職員等は、安全管理及び環境保全について、関係する行政機関や大学と連携を図り、必要に応じ入居者に対するモニタリング調査の実施や安全管理関係の啓発活動を通じ、入居者の事業活動上の安全確保に努めるものとする。

② 入居者の安全管理対策

安全管理体制

入居者は、施設の安全性を確保するために、以下に定める者を選任し、必要に応じ、安全管理関係書類の提出や、安全管理体制に鑑み適切な防災管理計画の立案及び実行などの安全管理を実施する。

イ、安全管理責任者及び日常窓口担当者

ロ、防火責任者（火元責任者）及び防火管理担当者

ハ、緊急連絡先（住所、氏名、電話）原則2名以上。

③ 施設点検

中小機構は、施設管理業務を施設管理業者に委託しており、施設（中小機構が管理する設備を含む）の良好な維持管理を行うために施設点検等を行い、施設・設備の安全確保を図るものとし、中小機構職員等は、以下の業務内容を把握し、施設・設備の異常がないか常時、留意するものとする。

中小機構職員等は、入居者が管理する施設設備について、入居者に定期的に点検を行う等の指導を行い、その実施状況を確認するものとする。

施設管理業務（安全管理関係）の内容

イ、設備管理業務

・消防設備（消火器、自動火災報知設備、非常照明設備等の法定点検）

<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備：熱感知器、煙感知器 ・昇降機設備（法定点検、定期点検） ・防火扉(定期点検) ・自動扉（定期点検） ・空調設備（定期点検）（なお、貸室の空調設備の管理は入居者管理） <p>ロ、消耗品交換・補充業務</p> <p>ハ、各種代行業務（電気主任技術者等の代行）</p> <p>ニ、その他業務（清掃業務・植栽管理）</p>

④ 施設のセキュリティ確保

中小機構は、施設機械警備業務を警備業者に委託しており、地域事情及び施設の特徴に合わせた警備形態をとり、施設のセキュリティ確保を図っている。

その他、入居者において独自のセキュリティシステムを構築する場合は、中小機構の委託している施設セキュリティシステムと十分連携を図るものとする。

<p>施設機械警備業務の委託</p> <p>イ、目的</p> <p>機械警備機器等を整備し、施設に係る火災・盗難を防止するとともに、設備警報盤異常の監視、通報及びその他の不良行為を排除し、施設・物品の保全を図るものとする。</p> <p>ロ、業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災・盗難及び総合警報盤異常の監視、通報不良行為の拡大防止 ・事故及び設備等の異常発生時における関係先等への通報連絡 ・各種定期報告書及び事故報告書の提出 <p>ハ、警備設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室内侵入者に対し、人感センサー感知設備配置 ・廊下側扉の開閉に対し、スイッチストライク感知設備配置

(3) 安全管理連絡会

① 安全管理連絡会の設置

中小機構職員等は、入居者の事業活動上の安全管理状況を確認し、かつ安全管理に関する情報を共有することにより、施設全体の安全を確保し周辺住民等に危険又は迷惑を及ぼさないようにするために、本施設内に関係者等で構成する安全管理連絡会を設置するものとする。

② 安全管理連絡会の会議開催

- ・安全管理連絡会の会議は原則として、年1回、定例会を開催するほか、必要に応じて会長が招集の上、臨時会を開催する。

(4) 施設の安全管理に関する報告及び立ち入り調査

施設の安全管理のため、中小機構職員等又は中小機構職員等により特に指定された者が行う、居室の利用状況等の調査及び、立ち入りに、入居者は協力しなければならない。

上記の調査等により中小機構職員等が必要と判断する場合は、入居者に対して適切な措置を求め、また、入居者の代わりに、中小機構職員等は自ら措置を実施することができる。この場合発生した費用は、入居者の負担となる。

以上

別冊 1

独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部

D-egg 安全管理マニュアルにて規定された、遵守すべき主な法令等の基準値

平成28年5月

同志社大学連携型起業家育成施設(D-egg)

目次

(1) 大気汚染防止関連

- ①大気汚染防止法 第3条
- ②京都府環境を守り育てる条例

(2) 水質汚濁防止対策関連

- ①京田辺市 水質に関する環境基準

(3) 騒音・振動防止対策関連

- ①騒音・振動に係る機構の定める基準

(4) 悪臭防止対策

- ①悪臭防止法の規制基準

(5) 危険物等

- ①危険物
- ②毒物
- ③劇物

(1) 大気汚染防止関連

①大気汚染防止法 第3条

物質		基準値
①硫黄酸化物		K値17.5
②ばいじん		0.04～0.50(g/Nm ³)
有害物質	③カドミウム及びその化合物	1(mg/Nm ³)
	④塩素	30(“ ”)
	⑤塩化水素	80,700(“ ”)
	⑥フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	1.0～20(“ ”)
	⑦鉛及びその化合物	10～30(“ ”)
	⑧窒素酸化物	60～2000(ppm)

②京都府環境を守り育てる条例

物質	基準値	
	排出口 (/Nm ³)	敷地境界線 (/Nm ³)
カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg
塩素	3cm ³	0.03cm ³
塩化水素	20cm ³	0.2cm ³
フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	5mg	0.05mg
鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg
窒素酸化物	100cm ³	1cm ³
亜鉛及びその化合物	20cm ³	0.2cm ³
アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³
アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³
アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg
アンモニア	100cm ³	1cm ³
塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³
キシレン	300cm ³	3cm ³
クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg
クロロホルム	30cm ³	0.3cm ³
シアン化水素及びシアン化合物	20mg	0.2mg
ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³
臭素	0.3cm ³	0.003cm ³
水銀及びその化合物	0.2mg	0.002mg
すず及びその化合物	7mg	0.07mg
テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³
銅及びその化合物	0.3mg	0.003mg
トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³
トルエン	200cm ³	2cm ³
ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg
二硫化炭素	30cm ³	0.3cm ³
ひ素及びその化合物	2mg	0.02mg
フェノール	20cm ³	0.2cm ³
ベンゼン	30cm ³	0.3cm ³
ホスゲン	0.3cm ³	0.003cm ³
ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³
マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg
メタノール	700cm ³	7cm ³
メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³
硫化水素	30cm ³	0.3cm ³
硫酸	3mg	0.03mg

(2) 水質汚濁防止対策関連

①京田辺市 水質に関する環境基準

京田辺市公共下水道への事業場排水水質基準	
対象物質または項目	京田辺市公共下水道の使用者
	非特定事業場
排水量(m ³ /日)	50m ³ /日未満
温度	45℃未満
水素イオン濃度	5を越え9未満
生物化学的酸素要求量(5日間)	3000未満
浮遊物質	3000未満
鉱油類含有量	5
動植物油類含有量	30
よう素消費量	220未満
フェノール類	1
銅およびその化合物	3
亜鉛およびその化合物	2
鉄およびその化合物(溶解性)	10
マンガンおよび化合物(溶解性)	10
クロムおよび化合物	2
ふっ素化合物	15
カドミウムおよびその化合物	0.03
シアン化合物	0.5
有機磷化合物	0.5
鉛およびその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.25
ひ素およびその化合物	0.1
水銀およびアルキル水銀その他水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
一・二-ジクロロエタン	0.04
一・一-ジクロロエチレン	1
シス-一・二-ジクロロエチレン	0.4
一・一・一-トリクロロエタン	3
一・一・二-トリクロロエタン	0.06
一・三-ジクロロプロペン	0.02
一・四-ジオキサン	0.5
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレンおよびその化合物	0.1
ダイオキシン類	—
ほう素およびその化合物	10
ニッケル含有量	2
窒素含有量	240未満
アンモニア性窒素等含有量	380未満
燐含有量	32未満
化学的酸素要求量	600未満

注1 単位は、水素イオン濃度はph、ダイオキシン類はpg-TEQ/l、それ以外はすべてmg/lで示す。
注2 未満と記載されている数値以外は、排水基準の限度を示す。

(3) 騒音・振動防止対策関連

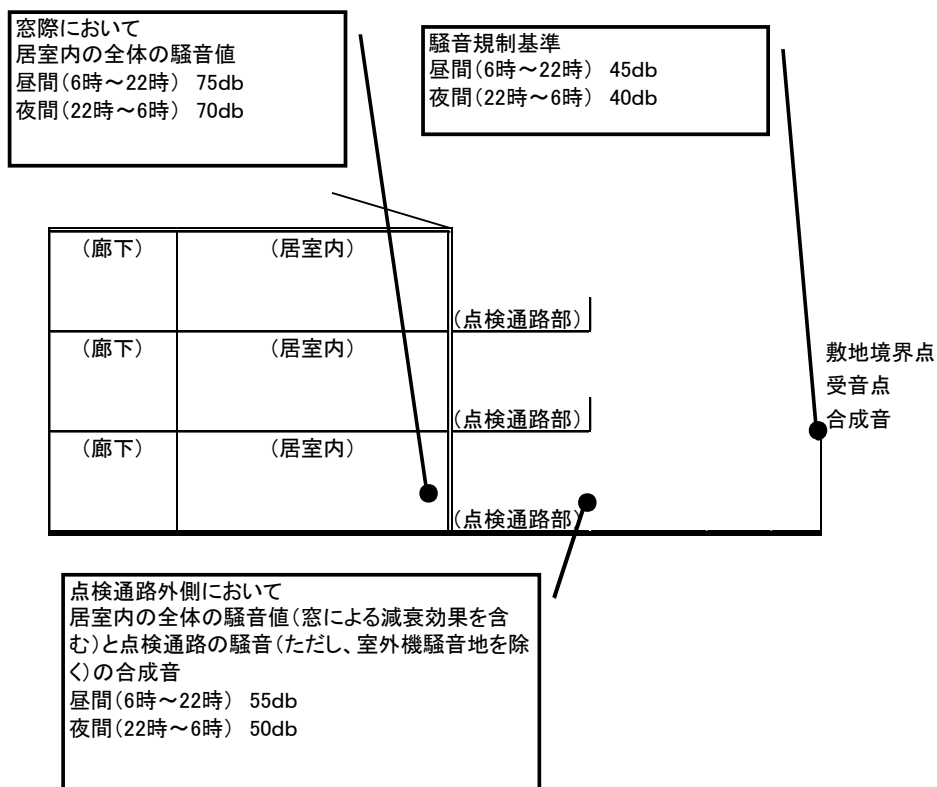
①騒音・振動に係る機構の定める基準

	時間帯	居室内	点検通路	敷地境界点
騒音基準 (dB)	昼間(6時～22時)	75	55	45
	夜間(22時～6時)	70	50	40

	時間帯	居室内	点検通路	敷地境界点
振動基準 (dB)	昼間(8時～19時)	55	55	55
	夜間(19時～8時)	55	55	55

備考1：騒音規制法に基づく規制基準から、入居者の事業活動による騒音の最大値を計算したもの。

備考2：振動規制法に基づく規制基準から抜粋



(4) 悪臭防止対策

①悪臭防止法の規制基準

悪臭物質の種類	許容限度 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシトレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

(5) 危険物等

①危険物（消防法(昭和23年法律第186号)別表第一に掲げるもの)

別表第一（第二条、第十条、第十一条の四関係）

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 八 金属の水素化物 九 金属のりん化物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類
第五類	自己反応性物質	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 ニトロソ化合物 五 アゾ化合物 六 ジアゾ化合物 七 ヒドラジンの誘導体 八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドロキシルアミン塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	一 過塩素酸 二 過酸化水素 三 硝酸 四 その他のもので政令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

②毒物（毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号) 別表第一に掲げるものあって、医薬品及び医薬部外品以外のもの)

別表第一

- 一 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)
- 二 黄燐
- 三 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
- 四 オクタメチルピロホスホルアミド(別名シュラーダン)
- 五 クラーレ
- 六 四アルキル鉛
- 七 シアン化水素
- 八 シアン化ナトリウム
- 九 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)
- 十 ジニトロクレゾール
- 十一 ニ・四—ジニトロ—六—(—メチル・プロピル)—フェノール
- 十二 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)
- 十三 ジメチル—(ジエチルアミド——クロルクロトニル)—ホスフェイト
- 十四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)
- 十五 水銀
- 十六 セレン
- 十七 チオセミカルバジド
- 十八 テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)
- 十九 ニコチン
- 二十 ニツケルカルボニル
- 二十一 砒素
- 二十二 弗化水素
- 二十三 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)
- 二十四 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
- 二十五 モノフルオール酢酸
- 二十六 モノフルオール酢酸アミド
- 二十七 硫化燐
- 二十八 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

③劇物（毒物及び劇物取締法別表第二に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品

以外のもの)

別表第二

- 一 アクリルニトリル
- 二 アクロレイン
- 三 アニリン
- 四 アンモニア
- 五 ニーインプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)
- 六 エチル―N―(ジエチルジチオホスホリールアセチル)―N―メチルカルバメート
- 七 エチレンクロロヒドリン
- 八 塩化水素
- 九 塩化第一水銀
- 十 過酸化水素
- 十一 過酸化ナトリウム
- 十二 過酸化尿素
- 十三 カリウム
- 十四 カリウムナトリウム合金
- 十五 クレゾール
- 十六 クロロエチル
- 十七 クロルスルホン酸
- 十八 クロロピクリン
- 十九 クロルメチル
- 二十 クロロホルム
- 二十一 硅弗化水素酸
- 二十二 シアン酸ナトリウム
- 二十三 ジエチル―四―クロロフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
- 二十四 ジエチル―(二・四―ジクロロフェニル)―チオホスフェイト
- 二十五 ジエチル―二・五―ジクロロフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
- 二十六 四塩化炭素
- 二十七 シクロヘキシミド
- 二十八 ジクロル酢酸
- 二十九 ジクロルブチン
- 三十 ニ・三―ジ―(ジエチルジチオホスホリ)―パラジオキサン
- 三十一 ニ・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノール
- 三十二 ニ・四―ジニトロ―六―(―メチルプロピル)―フェニルアセテート
- 三十三 ニ・四―ジニトロ―六―メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート
- 三十四 ニ・二ノ―ジピリジリウム―一・一ノ―エチレンジプロミド
- 三十五 一・二―ジプロムエタン(別名EDB)
- 三十六 ジプロムクロルプロパン(別名DBCP)
- 三十七 三・五―ジプロム―四―ヒドロキシー―四ノ―ニトロアゾベンゼン
- 三十八 ジメチルエチルスルフィニルインプロピルチオホスフェイト
- 三十九 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトン)
- 四十 ジメチル―二・二―ジクロルピニルホスフェイト(別名DDVP)
- 四十一 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル
- 四十二 ジメチルジプロムジクロルエチルホスフェイト
- 四十三 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト
- 四十四 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルオホスフェイト
- 四十五 ジメチル―(N―メチルカルバミルメチル)―ジチオホスフェイト(別名ジメトエート)
- 四十六 ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチルフェニルチオホスフェイト
- 四十七 ジメチル硫酸
- 四十八 重クロム酸
- 四十九 礬酸
- 五十 臭素

別表第二(つづき)

- 五十一 硝酸
- 五十二 硝酸タリウム
- 五十三 水酸化カリウム
- 五十四 水酸化ナトリウム
- 五十五 スルホナール
- 五十六 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト
- 五十七 トリエタノールアンモニウム—二・四—ジニトロ—六—(—メチルプロピル)—フェノラート
- 五十八 トリクロル酢酸
- 五十九 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
- 六十 トリチオシクロヘプタジエン—三・四・六・七—テトラニトリル
- 六十一 トルイジン
- 六十二 ナトリウム
- 六十三 ニトロベンゼン
- 六十四 二硫化炭素
- 六十五 発煙硫酸
- 六十六 パラトルイレンジアミン
- 六十七 パラフェニレンジアミン
- 六十八 ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。
- 六十九 ヒドロキシルアミン
- 七十 フェノール
- 七十一 プラストサイジンS
- 七十二 ブロムエチル
- 七十三 ブロム水素
- 七十四 ブロムメチル
- 七十五 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)
- 七十六 一・二・三・四・五・六—ヘキサクロルシクロヘキサン(別名リンデン)
- 七十七 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)
- 七十八 ベタナフトール
- 七十九 一・四・五・六・七—ペンタクロル—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—(八・八—ジクロルメタノ)—インデン(別名ヘプタクロール)
- 八十 ペンタクロルフエノール(別名PCP)
- 八十一 ホルムアルデヒド
- 八十二 無水クロム酸
- 八十三 メタノール
- 八十四 メチルスルホナール
- 八十五 N—メチル——ナフチルカルバメート
- 八十六 モノクロル酢酸
- 八十七 沃化水素
- 八十八 沃素
- 八十九 硫酸
- 九十 硫酸タリウム
- 九十一 燐化亜鉛
- 九十二 ロダン酢酸エチル
- 九十三 ロテノン
- 九十四 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの